

公益社団法人 伊奈町シルバー人材センター

令和5年度事業計画

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

I 基本方針

新型コロナウイルスの感染者が国内で確認されてから3年が経過し、ウイズコロナへの移行を見据えた社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴い、エネルギーや資材価格などが高騰しており、企業活動や市民生活への影響が懸念されています。

また、少子高齢化が急速に進展し、労働人口の減少に歯止めがかからない状況が続いており、働く意欲と能力のあるすべての人々が、その能力を十分に発揮し、安心して働き、安定した生活が送れる社会の実現が求められています。

このような状況の中、シルバー人材センターは、就業や社会貢献活動を通じて、高齢者が、いきいきと社会で活躍する機会を提供しており、町民の様々なニーズの担い手として期待されています。

こうした期待に応えるべく、当センターにおいては、重点施策の一つである会員増強運動を進め、更なる会員の入会促進や女性会員の増強に取り組むとともに、受注促進活動を積極的に行うことにより就業機会の確保・拡大を図ってまいります。

また、会員の高年齢化に伴い就業時の事故が発生していることから、安全就業の徹底や再発防止策の策定等により、事故ゼロを目指してまいります。

さらに、普及啓発活動を通じて、魅力あるシルバー人材センターの活動を発信するとともにボランティア清掃活動や伊奈町見守りオレンジネットワーク事業に参画するなど、社会貢献活動を行うことにより高齢者の社会参加を促進してまいります。

こうした事業を進めるにあたっては、事業推進体制の構築や事務の効率化が不可欠であることから、町、県シルバー人材センター連合及び関係機関と連携を図りながら、運営体制の充実・強化やデジタル化の推進を図ってまいります。

組織が一丸となり地域に根ざした活動を進めてまいりますので、会員皆様のご協力をお願いいたします。

引き続き、公益法人としての役割を再認識しながら、高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活が送れるよう、様々な事業を展開するとともに、活力ある地域社会づくりに貢献してまいります。

以下、次の事業を展開してまいります。

II 事業実施計画

1. 会員の増強

シルバー事業を円滑かつ安定的に実施するためには、会員の確保が必須であることから、会員の増強活動に積極的に取り組み、入会の促進を図る。

- (1) 「一人一声加入運動」等を展開し、シルバーの役員と会員が一丸となって会員の増強に努める。
- (2) 定期の入会説明会（月1回）を開催するほか、キャンペーン期間に臨時の入会説明会を設けるなど新規会員の入会を促進する。
- (3) 女性の加入を促進するため、「女性向け入会説明会」を開催する。
- (4) 就業体験や見学の機会を設け、入会の促進を図る。
- (5) イベントでの普及啓発活動を実施することにより、シルバー事業への理解を深めてもらうとともに、入会の促進につなげる。
- (6) 広報紙や新聞折込みなど、あらゆる媒体を活用し、効果的に入会の促進を図る。
- (7) 入会説明及び入会申込み手続きのオンライン化を推進する。
- (8) センター事業への会員の参画を促すため、ポイント付与制度等の利用促進を図る。
- (9) 会員の高年齢化が進んでいることから、就業状況を分析し、多様で柔軟な就業形態を模索し、高齢会員ができるだけ長く就業できる環境づくりを進める。

2 就業機会の確保・拡大

シルバー事業の基盤を確固としたものにするためには、就業機会の更なる拡大が必要不可欠であることから、発注者や地域のニーズを的確に捉え、サービスの向上を図ることにより就業機会の確保・拡大につなげる。

- (1) 企業訪問による新規就業先の開拓や既存就業先での他分野への就業拡大を促すとともに、日常生活の中に潜在する就業ニーズの把握に努めることにより、就業機会の拡大を図る。
- (2) 今後も需要が見込まれる「福祉・家事援助サービス事業」について

は、サービス提供体制の整備を図るとともに、就業開拓を積極的に進める。

- (3) 町及び関係機関と連携を図りながら、「介護予防・日常生活支援総合事業」における「訪問型サービス」を実施し、支援が必要な方の生活支援を行う。
- (4) 町と連携を図りながら空き家等の適正管理に取り組む。
- (5) 発注者の多様なニーズに対応するため、有料職業紹介事業を行う。
- (6) 会員の就業にあたっては請負・委任による就業とそれに馴染まない業務については、シルバー派遣事業での受注を図るなど、お客様のニーズに応じた受注体制を構築する。
- (7) 未だ仕事を受注できていない町内事業所に対し、ハガキによる受注促進活動を実施するとともに商工会報や新聞への折込みなどを活用し、受注の拡大を図る。
- (8) 就業体験の機会を設け、会員の意欲や能力に応じたサービスを提供する。
- (9) 就業意識の向上や基本的マナーの習得など、会員が就業する上で必要な知識や技能を取得するための研修機会を設け、サービスの向上に努める。
- (10) 「お客様満足度調査」を実施し、サービスの向上につなげる。

3. 安全・適正就業の推進

安全で適正な就業はシルバー事業の根幹をなすものであり、安全第一・事故ゼロを目指して、定期的な安全点検を行うとともに適正就業を推進する。

また、会員自らが健康の維持・管理に努めるよう、健康診断の受診を奨励する。

- (1) 安全・適正就業委員会の委員による会員就業現場での安全パトロールを毎月実施し、安全就業の徹底を図る。
- (2) 安全講習会や交通安全講習会などを通して、会員の安全意識の向上を図る。また、県シルバー人材センター連合主催の安全就業に係る各種研修会等に積極的に参加し、習得したノウハウは会員へフィードバックする。
- (3) 事故情報を共有するとともに、その内容を検証し、対策を講じて事故の再発防止を図る。
- (4) ローテーション就業やワークシェアリングの就業を推進する。
- (5) 就業にあたっては、適正就業ガイドライン及び関係法令を遵守し、適正就業の徹底を図る。

- (6) 健康診断の受診を奨励するとともに、会員の健康意識の向上を図る。
- (7) 会員の就業上の不安や心配、健康等に係る相談について、職員がきめ細かく対応できる体制を整える。
- (8) 新型コロナウイルス感染症予防対策として、人が密集する現場においては、適切な感染対策を講じた上で就業する。
- (9) 会員から「安全就業標語」を募集し、優秀作品については広く啓発事業等に活用し、安全就業意識の高揚を図る。

4. 普及啓発活動の推進

シルバー人材センターの基本理念や事業内容等について、町民や事業者
に理解し利用していただくため、様々な手法で啓発活動を進めていく。

- (1) センターの事業活動を広く周知するため、ホームページの活用とあわせ、町の広報紙や回覧等によるPR等を積極的に行う。
- (2) 広報紙「シルバーいな」を年2回発行するとともに、啓発チラシを作成し公共施設や金融機関等へ設置する。
- (3) 町総合文化祭等のイベントに参加し、広くセンター事業のPRを行うとともに、会員の加入促進を図る。
- (4) 社会奉仕活動や清掃ボランティア活動などの地域貢献活動を通して、センター事業の普及啓発を図る。

5. 地域貢献活動の推進

社会奉仕活動等を通じて地域貢献や高齢者の社会参加の促進を図ること
により、地域に根ざし町民から信頼されるセンターを目指す。

- (1) 伊奈まつりやシルバー人材センター事業普及啓発促進月間にあわせて清掃ボランティア活動を実施することにより、地域貢献活動を推進するとともにセンター事業の普及啓発を図る。
- (2) 町が進める「伊奈町見守りオレンジネットワーク事業」の協力事業者の一員として、認知症や孤立等で支援が必要な方の察知とあわせ、日常生活における異変の早期発見や早期対応に繋がる地域の見守り活動を実施する。
- (3) 上尾警察署の要請に基づき、役員及び地域班長による「高齢者交通安全声掛け隊」を編成し、地域の高齢者に対して交通事故防止のための声掛け活動を行う。

6. 運営体制の充実・強化

持続的、安定的に組織を運営していくためには、運営体制の充実・強化が

不可欠であり、町及び関係諸団体と連携を図りながら、運営基盤の確立を図るとともにデジタル化を推進し効率的な組織運営を図る。

- (1) 公益社団法人としての使命や社会的な責任を自覚し、役員及び職員が一体となって、運営体制の充実強化を図るとともに、事務の効率化や経費の節減に努める。
- (2) 会員自らがシルバーの運営に積極的に参画するとともに自主的、主体的な活動を展開できるよう、部会、委員会活動の活性化や地域班活動、職群班活動など会員が自主的に行う活動の支援を行う。
- (3) センターと会員間の連携を図るコミュニケーションツールとして、Smile to Smileを導入し、センターにおける事務処理のデジタル化を推進する。あわせて、会員のデジタル機器の利活用の促進を図るため、会員向けにパソコンやスマートホンの操作説明会を開催する。
- (4) デジタル環境への移行を見据え、デジタル環境利用問合せ窓口をセンター内に設置する。
- (5) シルバー事業を円滑に推進するため、町や県シルバー人材センター連合、その他関係機関や団体と連携を深め、シルバー事業の一層の推進を図る。
- (6) 令和5年10月から始まるインボイス制度に対応するため、システム改修や関係帳簿の整備等を図るとともに、発注者や会員等への十分な周知を図る。
- (7) 職員の適正配置や資質・能力の向上に意を用いるとともに、会員の「自主・自立」した活動を支援する事務局体制を整備する。